

◆入居対象者

介護保険「要介護認定」において、「要介護3～5」の方が対象となります。
(平成27年4月より原則として介護度3以上の方となりました。)

入居判定方法につきましては、平成15年1月に「特別養護老人ホームの入退所指針」が改正され、「施設をサービスを受ける必要性が高い入所希望者を優先的に入所させる」という観点の指針が公表されました。

神奈川県においても、平成18年1月より「入退所指針」が公表され、当施設におきましても、その指針を基に明確な基準を設け、ご入居者の選定を入退去検討委員会にて決定しております。
《配慮すべき点》 要介護度・居住地域性・介護者状況・住宅環境・医療状況・緊急性等

なお、医療的管理におきましては、日中は看護師がおりますが、夜間は不在となります。医師も嘱託医であり常駐しておりません。その為、積極的な治療・医療管理につきましては、ご相談させて頂く事もございますので、ご承知の程お願い致します。

- 《例》
- ・点滴や喀痰吸引、経鼻栄養、中心静脈栄養等、常時の医療処置を要する方
 - ・短期間の間に頻繁に入退院を繰り返し、病状が不安定な方
 - ・伝染性疾患のある方
 - ・著しい精神障害等で、施設で生活が困難、または医療的処置を要する方は、ご入居が難しい場合がございます。

◆利用料について

※詳細につきましては、別紙「料金表」を御確認下さい。
今後の介護報酬改正・社会情勢により、ご入居時に変更の可能性がありますので、ご入居が決定した際には、改めて確認をさせていただきます。

※基本サービス料金は

- ①「介護保険自己負担分」
- ②「食事費」
- ③「居住費」

となります。

- ④「その他、医療費、特別な室料、日用生活費、教養娯楽費、理美容費、金銭管理代行費、個別活動に関わる費用やご本人の嗜好に基づく費用」
となります。

<お申込～ご入居までの流れ>

◆お問い合わせ

まずはお電話ください。資料を送付いたします。



◆書類の提出

「入居申込書」「介護保険証コピー」「お薬情報」
「健康診断書・検査データ等（あれば）」郵送にて受付けます。
※FAX・メールでの申込はご遠慮ください。



◆入居の待機

入居待ちの方が多数おられます。
「入居要項」に基づき、入居順位を決定させていただきます。
※介護区分の変更、生活状況・身体状況に変化が生じた際は、当施設にご一報ください。



◆事前面談

※待機上位になりましたら、ご連絡し、訪問させていただきます。

生活状況・心身の状況等についてお尋ねします。



◆入居の検討

入所の必要性・緊急性・病状等を考慮し、入居の可否を決定します。



◆入居の連絡

お部屋の準備が整った段階でご連絡をさせていただきます。入居日等の調整を行います。
※『医師の診断書』をご用意いただきます。



◆入居の説明／契約

重要事項の説明、持ち物や必要書類のご案内をさせていただきます。
本人・家族の意向と、等施設の方針に、相違がないことを確認させていただきます。
当施設規定の「入所契約書」により契約を締結します。